医 法 協 第 5 号 令和2年4月10日

厚生労働省 医政局長 吉 田 学 殿

一般社団法人 日本医療法人協会 会 長 加 納 繁 照

新型コロナウイルス感染症拡大に対する医療法人運営に関する要望書

現時点において、新型コロナウイルス感染症の感染患者が国内で急増していることに伴い、 緊急事態宣言の対応などで外出自粛が行われている。また、患者の命と健康を守るため、各 医療法人では、現在、新型コロナウイルス感染症対策を含め、特別な医療提供体制を構築し、 地域医療の崩壊を招かないよう努力している。

これに伴い、社員総会・評議員会・理事会開催の自粛が行われており、やむを得ず、当初 予定していた時期に上記会議を開催できない事が想定される。また、監査対象となる医療法 人においては、監査さえも行うことができない事が想定される。

これに対して、以下の点について国が責任をもって体制整備に取り組むことを強く要望する。

記

- 1. 新型コロナウイルス感染症対応に伴い決算承認を行う社員総会・評議員会・理事会開催の自粛が行われた場合、その影響が解消された後、合理的な期間内に開催することを条件として、当面の間、会議の開催の遅滞については、行政指導の対象としないこと。
- 2. 上記の会議自粛の影響により、決算の承認が得られない場合や役員の重任の決議が 行えない場合等、やむを得ず、決算届、役員変更届、登記事項変更登記完了届等の 書類の提出が遅れる場合、その影響が解消された後、合理的な期間内に提出をする ことを条件として、当面の間、当該届出書類の提出の遅滞について、行政指導の対 象としないこと。
- 3. 公認会計士又は監査法人の外部監査の対象となる医療法人については、上記の影響により財務情報の集計等が困難となり、公認会計士又は監査法人の監査意見表明に必要な手続きを充分に行えないことが予想されるため、監査報告期限の延期を当局として表明し、各都道府県に周知すること。